

パブリック・コメント送付につきまして

合同会社新宿経済研究所 代表社員社長 岡本 修
〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目31-7-804
TEL 03-5341-4901 / FAX 03-5341-4960
okamoto@shinjuku-keizai.com

(提出番号：201901280000513025)

日本政府 御中

この度は『【案件番号：225018028】「証券化商品に係る資本賦課枠組み」等に係る告示（1柱・3柱）等の一部改正（案）の公表について』につき、パブリック・コメントを送付する機会を得たことを感謝申し上げます。以下の通り、当社見解を送付しますので、ご検討またはご対応をお願い申し上げます。なお、このコメントにつきましては、『電子政府の総合窓口』で個別に提出しているほか、当社ウェブサイト (<http://shinjuku-keizai.com>) でも公表しております。したがって、当社の会社名、連絡先等について、日本政府において第三者に対し開示することにつき、一切問題がございませんことを付記いたします。

(1) 縦書き告示案の公表について

日本政府はパブコメ資料を縦書きで公表することを控えるべきである。また、金融庁に対しても適切な指導を行っていただきたい。一般的なPCは画面が横長であり、縦書き告示を表示するのに適していない。また、「働き方改革」という視点に立てば、金融庁の告示の公表方法は著しく不適切である。何度も指摘していることなので、そろそろ真剣に対応されたい。

(2) 期日の設定について

金融庁は2018年12月28日に金融規制関連で4本の告示案、監督指針案等を同時に公表し、いずれもパブコメの期日を1月28日に設定した。これはコメント者の実務面への配慮を著しく欠いた措置であり、こうした措置は極めて遺憾であり、受け入れがたい。担当閣僚におかれては金融庁担当官に対し、適切な行政を行うよう指導されたい。

(3) 証券化の定義と適用について

第1条（定義）において「証券化取引」とは「原資産」（第22号イロ）を階層化し、「第三者に移転する性質の取引」をいうと定義されているが（第2号）、現状では「Q&A」P177において、不動産証券化案件等については、オリジネーター（第68号）に相当する者が存在しない場合や、「第三者への移転」が想定されていないような取引が証券化エクスポージャーに含まれている。不動産取得事業向けに貸出を行った場合、リスク移転の有無を問わずに証券化取引と判断されてしまうが、かかる欠陥を修正し、証券化にあたらぬ取引は明確に証券化取引から排除する規定を設けられたい。

(4) バーゼルⅢ最終化を踏まえた経過措置について

2022年より適用が予定されているバーゼルⅢ最終化文書ではSAに不動産エクスポージャーの設けられている（第59項以降）が、前述のとおり、現状のわが国の金融規制上、SA行に対しては不動産エクスポージャーに証券化規制がかけられている。このため、本件告示から2022年の間に、一定の不動産エクスポージャーに対して高いリスク・ウェ

イトが適用され、2022年以降は不動産エクスポージャーとしてリスク・ウェイトが再び低下するとなれば、金融規制の一貫性が損なわれる。かかる欠陥を修正するために、適切な措置を講じられたい。

以上